

平成26年6月10日
鳥 栖 市

子ども・子育て支援新制度に係る 基準案に関するパブリックコメントの実施について

1. パブリックコメント実施の背景

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新たな制度では、全ての子どもへの「教育」と「保育の必要性がある子どもへの保育」を個人の権利として、給付制度が導入されます。今回、この新たな制度において市が基準を定めるためにパブリックコメントを実施するものです。

2. 基準

市では、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、次の基準を条例で定める予定です。

基準の名称	根拠	概要
(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)	児童福祉法第34条の16第1項	児童福祉法による家庭的保育事業等(子ども・子育て支援法における地域型保育事業)を認可するための基準。 保育従事者、職員数、設備要件等の基準を定めたもの。
(2) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準(案)	子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項	保育所・幼稚園等が、市からの給付を受けるに該当するか運営内容を定めた基準。利用定員、利用手続き、運営規程、児童の処遇、情報公開等の基準を定めたもの。
(3) 保育の必要性の認定に関する基準(案)	児童福祉法第24条第1項	保育の必要性の認定基準を定めたもの。
(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)	児童福祉法第34条の8の2	放課後健全育成事業の設備及び運営についての最低基準。従事する者の資格や員数、専用区画の面積、集団の規模、開所日数・時間等を定めたもの。

なお、上記(1)、(2)、(4)の基準については、国の省令の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定めることとなります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地方の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案)

家庭的保育事業者等の一般原則

項目	国の基準 (厚生労働省令)	市の基準案
家庭的保育事業者等の一般原則	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	国の基準どおり
	・家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	〃
	・家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	〃
	・家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	〃
	・家庭的保育事業所等それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ※居宅訪問型保育事業は除く。	〃
	・家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 ※居宅訪問型保育事業は除く。	〃

家庭的保育事業者等の共通事項

項目	国の基準 (厚生労働省令)	区分	市の基準案
保育所等との連携	・ 連携施設の設定が必要 (経過措置あり) ※居宅訪問型保育事業は除く ・ 連携の内容 保育内容の支援、集団保育の体験、相談・助言、代替保育、卒園後の受皿	従うべき基準	国の基準どおり
一般的要件及び資質、職員の基準	・ 職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。他の社会福祉施設をあわせて設置するときは、保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ※居宅訪問型保育事業は除く。	従うべき基準	〃
非常災害	・ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回実施すること。	従うべき基準	〃

(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)

項目	国の基準 (厚生労働省令)	区分	市の基準案
利用者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取扱いをしてはならない。 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 虐待及び懲戒にかかる権限乱用の禁止 	従うべき基準	国の基準どおり
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ※居室訪問型保育事業においては除外項目あり 	参酌すべき基準	"
食事	<ul style="list-style-type: none"> 献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含み、身体的状況及び思考を考慮したもの。 調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 	従うべき基準	"
利用乳児および職員の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。 職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。 	参酌すべき基準	"
家庭的保育事業所等内部の規程	<ul style="list-style-type: none"> 次の重要事項に関する規定を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的及び運営方針、提供する保育の内容、職員の職種、員数及び職務の内容、保育の提供を行う日、乳児、幼児の区分ごとの利用定員、利用の開始・終了に関すること、緊急時災害対策、虐待防止、その他運営に関すること。 	参酌すべき基準	"
帳簿・秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> 職員、財産、収支及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備 正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはならない 	従うべき基準	"
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。 	参酌すべき基準	"
暴力団の排除	(国の基準には規定なし)	暴力団の参入を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、暴力団の排除を定める規定を市の独自基準として追加	(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)

家庭的保育事業		国の基準 (厚生労働省令)		市の基準案
項目		区分		
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者 (市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者) 家庭的保育補助者 (市町村長が行う研修を修了した者) 	従うべき基準		国の基準どおり
職員数	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、乳幼児5人につき2人) 	従うべき基準		〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> 保育を行う専用部屋であること。 乳幼児1人につき3.3㎡以上の面積であること。 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること) 面積は9.9㎡以上であること。 便所を備えること。 	参照すべき基準	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。(付近の代替地可) 面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の面積であること。 	参照すべき基準	〃
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理であること。ただし、調理業務の全部を委託することができ。また、連携施設等から搬入することもできる。 	従うべき基準	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> 調理設備 	従うべき基準	〃
	職員	<ul style="list-style-type: none"> 調理員であること。ただし、調理業務の全部を委託する場合、及び連携施設等から搬入する場合は不要。 	従うべき基準	〃
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> 火災報知機・消火器の設置 消火訓練・避難の定期実施 	参照すべき基準		〃
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 	参照すべき基準		〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所指針に準ずる。乳幼児の心身状況に応じた提供及び保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得ること。 	従うべき基準		〃

(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)

小規模保育事業 (小規模保育事業A型)

項目		国の基準 (厚生労働省令)	区分	市の基準案
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ただし、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてみなすことができる。 		従うべき基準	国の基準どおり
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。		従うべき基準	〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具、便所を備える。 	参酌すべき基準	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場 (付近の代替地可) ・面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の面積であること。 	参酌すべき基準	〃
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理であること。ただし、調理業務の全部を委託することができる。また、連携施設等から搬入することもできる。 	従うべき基準	〃
	設備 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 ・調理員であること。ただし、調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要。 	従うべき基準	〃
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。 		参酌すべき基準	〃
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 		参酌すべき基準	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所指針に準ずる。乳幼児の心身状況に応じた提供及び保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得ること。 		従うべき基準	〃

(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)
 小規模保育事業 (小規模保育事業B型)

項目	国の基準 (厚生労働省令)	区分	市の基準案
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育従事者 (市町村長が行う研修を終了した者) ただし、保育士の割合は、1/2以上であること。 また、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてみなすことができる。 	従うべき基準	国の基準どおり
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。	従うべき基準	〃
設備・面積	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等 <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具、便所を備える。 ・屋外遊戯場 (付近の代替地可) ・面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の面積であること。 	参酌すべき基準	〃
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・方法 <ul style="list-style-type: none"> ・自園調理であること。ただし、調理業務の全部を委託することができ。また、連携施設等から搬入することもできる。 ・設備 <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 ・職員 <ul style="list-style-type: none"> ・調理員であること。ただし、調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要。 	従うべき基準 従うべき基準	〃 〃
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室等を2階以上に設ける場合は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。 	参酌すべき基準	〃
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 	参酌すべき基準	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所指針に準ずる。乳幼児の心身状況に応じた提供及び保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得ること。 	従うべき基準	〃

(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)

小規模保育事業 (小規模保育事業C型)

項目		国の基準 (厚生労働省令)	区分	市の基準案
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者 (市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの者) 家庭的保育補助者 (市町村長が行う研修を修了した者) 		従うべき基準	国の基準どおり
職員数	・乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、乳幼児5人につき2人)		従うべき基準	〃
定員	・6人以上10人以下		従うべき基準	
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> 満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。 	参照すべき基準	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> 屋外遊戯場 (付近の代替地可) 面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の面積であること。 	参照すべき基準	〃
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理であること。ただし、調理業務の全部を委託することができる。また、連携施設等から搬入することもできる。 	従うべき基準	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> 調理設備 	従うべき基準	〃
	職員	<ul style="list-style-type: none"> 調理員であること。ただし、調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要。 	従うべき基準	〃
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> 乳児室等を2階以上に設ける場合は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。 	参照すべき基準	〃	
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 		参照すべき基準	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所指針に準ずる。乳幼児の心身状況に応じた提供及び保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得ること。 		従うべき基準	〃

(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)

居宅訪問型保育事業

項目	国の基準 (厚生労働省令)	区分	市の基準案
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ・ 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ・ 児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ・ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ・ 家庭的保育者 (市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの者) 	従うべき基準	国の基準どおり
保育従事者		従うべき基準	"
職員数	・ 乳幼児 1人につき1人	従うべき基準	"
居宅訪問型 保育連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難で認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村が指定する施設を適切に確保しなければならない。 	従うべき基準	"
設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 ・ 保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。 	参酌すべき基準	"
保育時間	・ 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参酌すべき基準	"
保育の内容	・ 保育所指針に準ずる。乳幼児の心身状況に応じた提供及び保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得ること。	従うべき基準	"

(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)

事業所内保育事業		市の基準案																										
項目	国の基準 (厚生労働省令)	区分																										
利用定員の設定	<p>事業所内保育事業者は、次の表に掲げる利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえ、市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	従うべき基準 国の基準どおり
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																											
1人以上5人以下	1人																											
6人以上7人以下	2人																											
8人以上10人以下	3人																											
11人以上15人以下	4人																											
16人以上20人以下	5人																											
21人以上25人以下	6人																											
26人以上30人以下	7人																											
31人以上40人以下	10人																											
41人以上50人以下	12人																											
51人以上60人以下	15人																											
61人以上70人以下	20人																											
71人以上	20人																											
事業所内保育事業 保育所型事業所内保育事業 (定員20人以上)																												
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保健師又は看護師を1人に限って保育士としてみなすことができる。 	従うべき基準 国の基準どおり																										
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 <p>※上記により算定した職員数に1人追加配置する。</p>	従うべき基準 "																										

(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)

事業所内保育事業 保育所型事業所内保育事業 (定員20人以上)		国の基準 (厚生労働省令)		市の基準案	
項目	項目	区分	市の基準案	区分	市の基準案
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室 1人につき1.65㎡以上 ほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具、便所を備える。 ・屋外遊戯場 (付近の代替地可) ・面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の面積であること。 	国の基準	参照すべき基準	国の基準どおり
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理であること。ただし、調理業務の全部を委託することができる。また、連携施設等から搬入することもできる。 	参照すべき基準	参照すべき基準	〃
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。 	参照すべき基準	従うべき基準	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員であること。ただし、調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要。 	参照すべき基準	従うべき基準	〃
耐火基準等	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。 	参照すべき基準	参照すべき基準	〃
	保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 	参照すべき基準	参照すべき基準	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所指針に準ずる。乳幼児の心身状況に応じた提供及び保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得ること。 	従うべき基準	〃	従うべき基準	〃

(次項へ)

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案) (つづき)

事業所内保育事業 小規模型事業所内保育事業 (定員19人以下)		国の基準 (厚生労働省令)	
項目		区分	市の基準案
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育従事者 (市町村長が行う研修を修了した者) <p>ただし、保育士の割合は、1/2以上であること。 また、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてみなすことができる。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 <p>※上記により算定した職員数に1人追加配置する。</p>	従うべき基準	〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具、便所を備える。 	参照すべき基準
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場 (付近の代替地可) ・面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の面積であること。 	参照すべき基準
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理であること。ただし、調理業務の全部を委託することができる。また、連携施設等から搬入することもできる。 	従うべき基準
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 	従うべき基準
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員であること。ただし、調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要。 	従うべき基準
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室等を2階以上に設ける場合は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。 	参照すべき基準	〃
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 	参照すべき基準	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所指針に準ずる。乳幼児の心身状況に応じた提供及び保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得ること。 	従うべき基準	〃

(2) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準(案)

項目	国の基準(厚生労働省令)	区分	市の基準案
<p>利用定員</p>	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園は、利用定員の数を20人以上とし、1号・2号・3号認定子どもを定める。 ・保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。 ・幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。 ・家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分を定める。 ・小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもを定める。 ・居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定子どもの区分を定める。 ・事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子ども・3号認定子どもの区分を定める。 ・3号認定子ども区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。 	<p>従うべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>定員の遵守</p>	<p>やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>〃</p>
<p>内容・手続きの説明、同意、契約</p>	<p>教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>＜事前説明を要する事項＞(施設・事業の選択に資すると認められる事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・苦情処理体制 ・事故発生時の対応 <p>・事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。</p> <p>・その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>〃</p>

(次項へ)

(2) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準(案)(つづき)

項目	国の基準(厚生労働省令)	区分	市の基準案
<p>応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ・「正当な」理由は、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。 	従うべき基準	国の基準どおり
<p>定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求め。 ・教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考。 ・保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。 ・特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考。 	従うべき基準	"
<p>支給認定証の確認、支給認定申請の援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。 ・支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。 	参酌すべき基準	"
<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領(仮称)、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。 	従うべき基準	"
<p>子どもの心身の状況の把握(健康診断等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。 	参酌すべき基準	"

(次項へ)

(2) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準（案）（つづき）

項目	国の基準（厚生労働省令）	区分	市の基準案
<p>子どもの適切な処遇 （虐待の禁止等を含む）</p>	<p>（1）利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 （2）虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （3）懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>連携施設との連携 （地域型保育事業のみ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容を明確にするよう努めることを求めることとする。 ・特に、「保育内容に関する支援」として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、「卒園後の受け皿」として、連携施設に優先的な利用枠を設ける場合などの経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき事項については、協定書（契約書、覚書等）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。 	<p>従うべき基準</p>	<p>”</p>
<p>利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができ、 ・実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。 	<p>従うべき基準</p>	<p>”</p>

（次項へ）

(2) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準（案）（つづき）

項目	国の基準（厚生労働省令）	区分	市の基準案
利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	給付（委託費）を受けている子どもや保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていたり、施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。	参酌すべき基準	国の基準どおり
特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	従うべき基準	"
施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、提示	<p>運営規程において、次の重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設・事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） (5) 利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） (6) 利用定員（確認制度上の定員設定） (7) 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待防止のための措置に関する事項 (11) その他施設・事業の運営に関する重要事項 	参酌すべき基準	"

(次項へ)

(2) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準(案)(つづき)

項目	国の基準(厚生労働省令)	区分	市の基準案
秘密保持、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講ずることとする。 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。 	従うべき基準	国の基準どおり
非常災害対策、衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業については、非常災害にかかると計画、関係機関への通報、連携体制等を整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めるところとする。 また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることとする。 	従うべき基準	"
事故発生及び事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生(再発)防止のための措置を講じ、事故発生時の保護者(家族)や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。 	従うべき基準	"
評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。 学校関係者(保護者等)評価、第三者評価については、受審に努めることとする。 	参酌すべき基準	"
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> 入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。 苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。 	参酌すべき基準	"

(次項へ)

(2) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準(案)(つづき)

項目	国の基準(厚生労働省令)	区分	市の基準案
会計処理	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を定める。 公費の透明性確保の観点から、施設・事業ごとの区分経理を定める。その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。 	参酌すべき基準	国の基準どおり
記録の整備 管理・運営に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 (1) 勤務体制の確保 適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。 (2) 誇大広告の禁止 その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。 	参酌すべき基準	"
確認の辞退、定員減少に おける対応(利用者の継続のための便宜提供等)	<ul style="list-style-type: none"> 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされているが、その際、施設・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。 また、上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。 	参酌すべき基準	"
暴力団排除	(国の基準には規定なし)	-	<p>給付により、暴力団の活動や運営を助長しないよう、暴力団の参入を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、市独自基準として追加</p>

(3) 保育の必要性の認定に関する基準 (案)

項目	国の基準	市の基準案
保育の必要性の事由	<p>(1) 就労・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>(4) 同居の親族を常時介護していること</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>(6) 求職活動（起業準備を含む）</p> <p>(7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</p> <p>(8) 虐待やDVの恐れがあること</p> <p>(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>(10) その他の、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>国の基準どおり</p>

(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)

項目	国の基準国の基準(厚生労働省令)	区分	市の基準案
職員(放課後児童支援員)の資格	<p>次のいずれかに該当し、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士資格のある者</p> <p>(2) 社会福祉士資格のある者</p> <p>(3) 高等学校卒業業者等で2年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>(4) 教員免許のある者</p> <p>(5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者</p> <p>(6) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業業者等で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認められた者</p>	従うべき基準	国の基準どおり
職員数	<p>都道府県知事が行う研修を修了した者に平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む経過措置を設ける。</p> <p>支援の単位ごとに職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。</p> <p>職員は専任とする。ただし、小規模クラブ(20人未満)の職員のうち1人を除き、同一敷地内の施設の職員が兼務可能な場合で支障がない場合は、この限りではない。</p>	従うべき基準	"
支援の単位(集団の規模)	支援の単位を構成する児童の数は、「おおむね40人以下」とする。	従うべき基準	"

(次項へ)

(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)(つづき)

項目	国の基準国の基準(厚生労働省令)	区分	市の基準案
設備の基準	<p>専用区画(遊び及び生活の場、静養するための機能を備えた区画)と専用の設備・備品を備えなければならない。</p> <p>専用区画の面積は、児童1人につき「おおむね1.65㎡以上」とする。</p>	<p>参酌すべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p> <p>努力義務</p>
開所時間及び日数	<p>小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、休業日以外の日は3時間以上を原則とする</p> <p>年間250日以上を原則とする</p>	<p>参酌すべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p> <p>”</p>
暴力団排除	<p>(国の基準案には規定なし)</p>	<p>なし</p>	<p>暴力団の参入を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、市独自基準として追加を検討</p>

(次項へ)

(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)(つづき)

項目	国の基準(厚生労働省令)	区分	市の基準案
その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「非常災害対策」 ・「差別的取り扱いの禁止」 ・「虐待等の禁止」 ・「衛生管理の対応」 ・「秘密保持」 ・「苦情への対応」 ・「保護者との連絡」 ・「関係機関との連携」 ・「事故発生時の対応」 ・「運営規定」 ・「帳簿の整備」 <p style="text-align: center;">等</p>	<p style="text-align: center;">参酌すべき基準</p>	<p style="text-align: center;">国の基準どおり</p>